

●規程改正の概要

要 旨	山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第16号）</p> <p>1 給料月額の変更に係る措置の廃止</p> <p>現給保障について、平成26年4月1日から2分の1（上限1万円）を減額し、平成27年4月1日に廃止する。</p> <p>2 昇給抑制を実施した職員に係る昇給回復措置</p> <p>平成18年度から平成20年度までの間に昇給の抑制（毎年度1号給抑制）の対象となった職員のうち、別に定める者に対し、平成26年4月及び平成27年4月に昇給の回復を行う。</p> <p>3 昇給制度の改正</p> <p>55歳（医療職（一）給料表適用者は57歳）を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行う。</p>
施行期日	平成26年1月1日

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表

新	旧
<p>(昇給)</p> <p>第31条 職員の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては57歳)に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員(次項において「特定年齢職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの)として次の各号に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの</p> <p>二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</p> <p>三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの</p> <p>3 特定年齢職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に</p>	<p>(昇給)</p> <p>第31条 職員の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員を</p> <p>昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの)として次の各号に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの</p> <p>二 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</p> <p>三 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの</p> <p>3 55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては57歳)に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職給料表の適</p>

定める基準に従い決定するものとする。

4～6 略

用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして次の各号に定める職員にあっては、3号給)とあるのは、「2号給)とする。

4～6 略

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第16号）

山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。

1 給料月額の変更に係る措置の廃止

平成18年に公務員と民間給与の地域間格差を是正するため、新たな手当「地域手当※」の創設、及び、給料月額の見直しが国・各都道府県で実施されました。

これらの給与の見直しに伴い、中・高齢層を中心に給料月額が平均約7%引き下げとなりました。このため、平成18年当時の給料月額を保障する給料月額の変更に係る措置を現在まで実施しております。

※参考：地域手当（給料月額に一定の割合を乗じた額が支給されます）

（例）山梨県 医療職（一）15%、事務職、医療技術職等3%
東京都特別区：18%

（変更に係る措置の具体例）

医療職給料表（一） 4級医師の場合：

平成18年当時595,700円①の給料月額が、555,600円②（差額40,100円）へ見直しとなりました。

ただし、変更に係る措置として、平成18年当時の額595,700円①が支給されています。

現在、この例の医師の給料月額は昇給により 569,100円③となっております。ただし、変更に係る措置として、平成18年当時の額595,700円①（差額26,700円）が支給されています。

平成25年県人事委員会勧告において、この変更に係る措置を廃止する旨の勧告があり、県に準じて職員給与規定の一部改正するものであります。

具体的には、平成26年4月から差額の2分の1（上限1万円）を減額し、平成27年4月に廃止と、2回に分けて給料月額を削減いたします。

※参考：当機構職員対象者数 86人 計約103万円減額（月額）

一人当たり約12,000円減額（月額）

・事務職	1名	給料月額差額	23,362円
・医療職（一）	9名	給料月額差額	19,789円
・医療職（二）	15名	給料月額差額	7,668円
・医療職（三）	59名	給料月額差額	12,080円
・技労職	2名	給料月額差額	1,017円

2 昇給抑制を実施した職員に係る昇給回復措置

前述1の給料月額の見直しに伴う激変緩和措置を実施するに当たっての財源を確保するため、平成18～20年度にかけて昇給の一部を抑制しました。昇給抑制が実施された職員※を対象に、平成26年4月、平成27年4月の2回に分けて昇給の回復（1号給抑制されたため、1号給回復）を行います。

※参考：昇給回復対象者：昇給日時時点で在籍している職員（ただし、平成21年度以降に採用された職員等、平成18年から20年度に昇給を抑制されていない職員は除く）。

影響額（概算）：当機構職員対象者数 約845人
一人当たり約1,500円×845人＝1,267,500増額（月額）
H26.4、H27.4の2回 計2,535,000減額（月額）

3 昇給制度の改正

平成26年1月以降、55歳（医療職（一）給料表適用者は57歳）を超える職員の昇給は、勤務成績が「特に良好」である場合に限り行うこととなりました。

現在、県においては、一般職職員は人事評価制度が本格実施をしていないため、「特に良好」であるという評価ができない状態となります。このため、人事評価制度を本格実施するまでの間は、現行と同様の2号給の昇給という運用となる予定です。

当機構におきましては、人事評価制度が導入されていないことから、当分の間、県に準拠した現行同様の昇給となる予定です。